

定款等の変更認可申請の際の必要書類一覧

- | | |
|--|---------------------------|
| 1. 会計年度の変更、医療法改正対応 | 5. 介護老人保健施設(介護医療院)の開設 |
| 2. 診療所(病院、附帯業務事業所)の移転 | 6. 既存の附帯業務事業所での新たな附帯業務の開始 |
| 3. 診療所(病院、附帯業務事業所)の開設・拡大 | |
| 4. 診療所(病院、附帯業務事業所)の廃止、診療所(法人)名称の変更、
住所表示(建物名)変更、役員定数の変更 | |

※ 上記の各番号が、下の表の番号に対応します。

必要書類	押印	1	2	3	4	5	6
医療法人定款変更認可申請書		○	○	○	○	○	○
定款等の新旧対照表		○	○	○	○	○	○
社員総会(社団)又は理事会(評議員会)(財団)の議事録(写)	注9 △	○	○	○	○	○	○
現在の定款(写)		○	○	○	○	○	○
変更後の定款(案)		○	○	○	○	○	○
開設しようとする施設の概要			○	○		○	○
敷地図、案内図			○	○		○	○
平面図(フロア図)			○	○		○	○
(賃貸借の場合) 建物の登記事項証明書 賃貸借契約書 (転貸借の場合)上記に加えて 所有者と賃貸人の原契約書 所有者の転貸借への同意が分かる書類			注1 △	注1 △		注1 △	
(土地・建物所有の場合) 土地の公図 土地の登記事項証明書 建物の登記事項証明書			注2 △	注2 △		注2 △	
管理者となるべき者の就任承諾書(注10、11)	要 (実印)		○	○		○	
〃 履歴書(注10、11)	要 (実印)		注3 注4 △	注4 ○		注4 △	
〃 印鑑登録証明書(注10、11)			○	○		○	
〃 免許証(写)(注10、11)			注3 △	○		○	
変更後2(3)年間の事業計画(注12)			注5 △	○		○	○
変更予算書(注12)			注5 △	○		○	○
抛(寄附)の申込みを証する書類(契約書又は申込書)			注6 △	注6 △		注6 △	注6 △
抛(寄附)する不動産の登記事項証明書及び評価額を証明する書類			注7 △	注7 △		注7 △	注7 △
医療法人の概要			○	○	○	○	○
法人登記事項 履歴事項全部証明書		○	○	○	○	○	○
理事長の原本証明	注13 △	○	○	○	○	○	○
定款変更認可申請書類一式の副本		注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○

(次頁に注釈あり)

※ 必要となる書類は、定款変更の内容により異なる場合があります。

※ (写) を提出する場合は理事長の原本証明 (要押印) が必要です。

○ : 必要書類 △ : 必要になることがある書類 (注を参照)

注 1 : 土地又は建物を賃借する場合は、必要です。なお、理事が個人所有する建物等を賃借する場合は、理事会において取引の承認を受けたことを証明する書類、近傍類似物件の賃料と比較書類の添付も必要です。

賃貸借契約期間が 10 年未満の場合、契約期間満了後も再契約を締結するよう努める旨の誓約書の添付をお願いいたします。

注 2 : 医療法人が土地及び建物を所有する場合は、必要です。

注 3 : 現に開設する診療所の管理者と異なる場合は、必要です。

注 4 : 役員を務める場合、役員としての欠格事由に該当しない旨を記載してください。

注 5 : 移転先が近隣 (隣接地又は同一ビル内) で、事業規模に変動がない場合は、添付を要しません。

注 6 : 新たな拠出 (寄附) がある場合は、必要です。

注 7 : 新たに不動産を拠出 (寄附) する場合は、必要です。

注 8 : 市担当者の指示を受けて提出してください。

注 9 : 法人の現行定款に基づき、記名押印、署名 (捺印) 又は電子署名を行ってください。

注 10 : 新規診療所の管理者に既存診療所の管理者が就任する場合、当該既存診療所の後任の管理者となる者の就任承諾書、履歴書、印鑑登録証明書、免許証 (写し) も必要です。

注 11 : 附帯業務事業所の管理者については、添付不要です。

注 12 : 事業計画の内容によってはその他の財務関係書類の提出を求める場合があります。

注 13 : 医師 (歯科医師) の免許証の原本証明をする場合は、理事長の押印が必須です。また、証明日の記載が必要です。

注 14 : 事業譲渡により診療所等の開設・廃止を伴う場合、譲渡価額の妥当性を確認するため、事業譲渡契約書と譲渡価額の算定根拠 (譲渡時点の簿価を確認できる固定資産台帳など) を提出いただきます。

<お願い>

- 申請書類は、添付書類を含め、まず素案 (押印不要) の状態で提出し、市担当者の審査を受けてください。
- 審査後書類が整った段階で、市担当者の指示を受けて必要書類に押印の上、書類を提出します。これが正式な申請となります。
- 素案審査は、変更の内容や他の素案提出状況により時間がかかることがあります。特に、診療所の増設や附帯業務の開始など、新たな事業開始が変更理由となる場合は添付書類も多いため、定款変更の事前相談から事業開始までの期間が短いと、定款変更認可が間に合いません。素案は余裕を持ってご提出くださるようお願いいたします。
- 県所管となる場合の定款変更認可申請については、県医療企画課へ事前にご相談ください。